

【消費生活の窓口から】

一方的に送り付けられた商品は直ちに処分可能に！

～特商法の改正により 14 日間の保管義務が無くなりました～

特定商取引法（特商法）が改正され、令和 3 年 7 月 6 日以降、一方的に送り付けられた商品（注文していないのにあなた宛てに届いた商品）は直ちに処分が可能になりました（改正前は 14 日間の保管義務がありました）。

【一方的な送り付け行為への対応 3 箇条】

その 1：商品は直ちに処分可能

注文や契約をしていないにもかかわらず、金銭を得ようとして一方的に送り付けられた商品については、

消費者は直ちに処分することができます。

その 2：事業者から金銭を請求されても支払不要

一方的に商品を送り付けられたとしても、金銭を支払う義務は生じません。また、仮に消費者がその商品

を開封や処分しても、金銭の支払は不要です。事業者から金銭の支払を請求されても、応じないようにしましょう。

その 3：誤って金銭を支払ってしまったら、すぐ相談

一方的に送り付けられた商品の代金などを請求され、支払義務があると誤解して、金銭を支払ってしまった

たとしても、その金銭については返還を請求することができます。

対応に困ったら、消費生活相談窓口か消費者ホットライン 188（局番なし）に相談しましょう。

※詳しくは、消費者庁ホームページ「[特定商取引法の通達改正・一方的に送り付けられた商品に関するチラシ等の公表について](#)」をご覧ください。

※ご相談・お問い合わせ先

中山町消費生活相談窓口（住民税務課 住民G内） ☎ 6 6 2 - 2 5 9 3